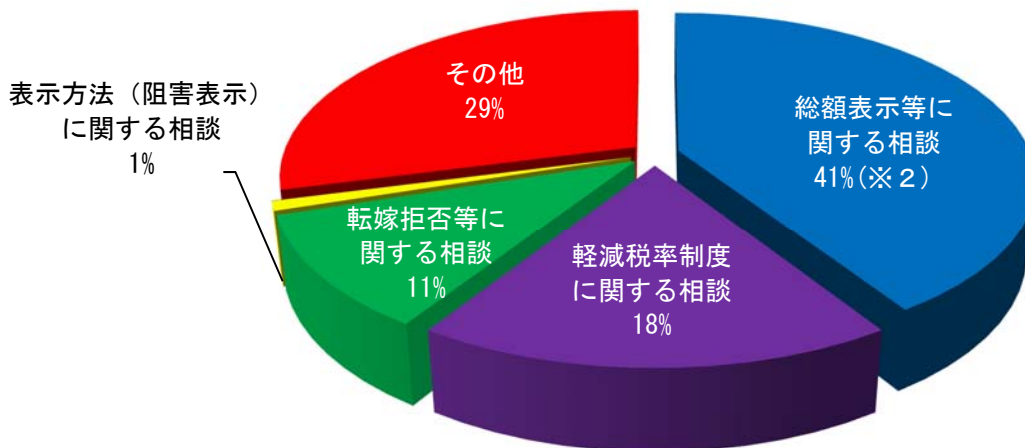


## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 30 年 1 月(1/1～1/31)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

1 月の相談件数：電話 103 件、メール 7 件  
【相談内容（全 110 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 土地を事業者に貸し付けています。土地を引き渡してもらうために、賃借人に立退料を支払うことを予定していますが、立退料に消費税はかかりますか。

A. 支払う立退料が、賃貸借の目的とされている土地の賃貸借の権利が消滅することに対する補償にかかるものであれば、資産の譲渡等の対価に該当しないことから消費税は課税されません。

なお、個々の取引における消費税の適用関係について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

#### ○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q. 免税事業者であっても、「消費税分サービス」といった広告表示をすると問題になるのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第8条では、「消費税サービス」や「消費税はいただきません。」などの、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示を消費税の転嫁を

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は2件

※2 うち総額表示に関する相談が18%、消費税一般に関する相談が82%

阻害する表示として禁止しています。

消費税転嫁対策特別措置法第8条の適用対象となるのは、全ての「事業者」であり、消費税の課税事業者に限られません。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 複数税率対応のレジを交換する場合の補助金の申請期限が延長されたと聞きましたが、いつまでに申請すればいいのですか。

A. 軽減税率対策補助金の申請受付期限は平成 31 年 12 月 16 日(月)です。

ただし、複数税率対応レジおよび受発注システムの導入または改修を終え、支払いを完了する期限は平成 31 年 9 月 30 日(月)となっています。

なお、B-1型(受発注システムの改修)については、平成 31 年 6 月 28 日(金)までに交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、平成 31 年 9 月 30 日(月)までに、受発注システムの改修・入替を完了(支払いの完了を含む)してください。その後、平成 31 年 12 月 16 日(月)までに事業完了報告書を提出してください。

補助金の申込み窓口は、「軽減税率対策補助金事務局」となっておりますので、詳細は補助金事務局のホームページ(<http://kzt-hojo.jp/>)を御覧ください。御不明な点があれば、軽減税率対策補助金事務局コールセンター(0570-081-222)にお問い合わせください。

Q. 事業者です。平成 31 年 10 月 1 日から軽減税率制度の実施に伴い、区分記載請求書等の保存が必要となりますが、顧客に交付する請求書について、商品(食品)の価格 8%、送料 10%、代引手数料 10%がある場合、どのように記載すればよいですか。

A. 軽減税率制度実施後、現行の請求書等に追加して記載すべき事項は、

①軽減対象資産の譲渡等である旨

②税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込対価の額

となります。

ご相談内容の場合には、①商品(食品)に軽減対象資産の譲渡等である旨と、②税率ごとに合計した税込対価の額として、8%の商品(食品)の税込対価の額の合計額と、10%の送料及び代引手数料の税込対価の額の合計額の記載が必要となります。

具体的な記載例につきましては、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率制度に関するQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q. 事業者です。簡易課税制度の適用を受ける場合は、適格請求書の保存がなくても仕入税額控除を受けることができますか。

A. 簡易課税制度の適用を受ける場合は、課税標準額に対する消費税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額が仕入税額控除となります。このため、適格請求書の保存は仕入税額控除のための要件とされません。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610